

芦屋市人権施策に関する進行管理調書

(平成28年度実績報告書・平成29年度実施計画書)

市民生活部 人権推進課

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理									
主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
3-1 女性の人権	①講座・研修の内容を充実し、男女共同参画社会の意義を普及させます。NP〇等による市民への啓発や各種の活動への取り組みを支援します。	1	男女共同参画に関する講座等	男女共同参画センター講座や事業の実施（年間8講座程度）※女性活躍推進講座を除く。	男女共同参画センターで、以下9つの講座や事業を実施した。 ①親子でいっしょに作ってみよう～廃材を使ったマリオネット～ ②親子で手作りしよう 冬のもこもこリース ③フォトコンテストに応募しよう！人物写真（ポートレート）のカメラ講座（初心者向け） ④「国際女性デー」記念 落語de男女共同参画「桂そうば独演会～ともに笑い合える幸せ～」 ⑤健康講座「いすを使った健康体操」 ⑥一時保育つき 大人の読書タイム ⑦男女共同参画週間記念事業 ⑧親子で楽しめる「つくるアート」教室 ⑨「絵本をひらいて心をむすんで」「みんなで楽しむ絵本でチャチャチャ」（NPO事業）	B	・男女共同参画の視点からの子育て支援やイクメン養成等、様々な種類の講座を通して、意識啓発を行うことができた。 ・参加者数が定員を下回っているため、講座に魅力を感じ、申し込みまでつながるような周知、広報活動の方法について、更なる検討が必要。	男女共同参画センター講座や事業の実施（年間8講座・事業程度）	男女共同参画推進課
		2	特集記事等による広報啓発	広報紙における特集や主要記事の掲載	6月1日号 芦屋に地域力と男女共同参画 8月15日号 女と男の参画メール 相手の立場になって考える 11月1日号 女性に対する暴力・児童虐待・いじめをなくすために 12月15日号 女と男の参画メール 生涯を通じた心身の健康 2月15日号 ウィザスあしやフェスタ2017 3月15日号 男女共同参画に関する市民意識調査の結果概要	B	・誰でも読みやすい書き方や内容にすることで、男女共同参画について知ってもらえることができた。 ・課題としては、掲載数でなく、知ってほしい内容などを厳選して掲載し、啓発につなげる必要がある。	広報における特集や主要記事の掲載	男女共同参画推進課
		3	啓発パンフレット等の発行・配布	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	・センター通信「ウィザス」を年4回発行し、市内の公共施設などへ配架した。（4,500部発行） ・デートDVに関するチラシを成人式で配布した。また男女共同参画センターで配架した。（ホームページにはデートDV啓発漫画を掲載）	B	・センター通信は配架先に商業施設を追加したことで、より手に取ってもらえるようになった。 ・成人式では、漫画の啓発紙を配布することで、多くの若年層にデートDVの理解を促すことができた。 課題として、デートDVだけではなく、男女共同参画に関するテーマでチラシや啓発パンフレットを作成する必要がある。	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	男女共同参画推進課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
		4	男女共同参画推進 条例趣旨の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 講座・事業実施時にアンケートに、条例の認知度についての項目を入れるとともに条例啓発パンフレット（概要版）を配付する。 週間記念事業の映画会では条例全文（ルビ付き）のチラシも配付する。 市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット（概要版）を配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 講座・事業実施時のアンケートに、条例認知度についての項目を入れ、条例啓発パンフレット（概要版）を配布した。 週間記念事業では条例全文（ルビ付き）のチラシを配布した。 山手中学校の1年生に対し、条例啓発パンフレットを配布するとともに、男女共同参画について講演会を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 例年通り、配布し、啓発につながった。課題として、条例啓発パンフレット（概要版）を作成したので、週間記念事業では条例全文ではなく、概要版を配布し、わかりやすく条例を知ってもらえるようにすることが必要。 生徒参加の双方向形式にすることで、楽しみながらかつ内容が意識に残るような機会となり、自己形式段階にある生徒にとって非常に重要な意識啓発につながった。 山手中学校で実施した内容を他の中学校でも実施できるよう検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 講座・事業実施時にアンケートに、条例の認知度についての項目を入れるとともに条例啓発パンフレット（概要版）を配付する。 市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット（概要版）を配布する。 	男女共同参画推進課
②男女を通じた労働環境の改善、子育てや介護を支える環境整備の推進などを通じ、ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性の社会参加を促進します。		5	広報紙等による啓発と情報提供	広報あしや・センター通信等を利用した啓発	センター通信「ウィザス」No.86号（平成28年秋号）で「M字カーブと向き合う」というタイトルで、女性の就業についての現状を取り上げた。	B	センター通信「ウィザス」で女性の就業についての現状を取り上げたことで、啓発につながった。	広報あしや・センター通信等を利用した啓発	男女共同参画推進課
		6	病児・病後児保育	保護者の仕事と子育ての両立を推進するため、子育て世帯のニーズに対応できるように、提供体制の確保に努める。	市立芦屋病院施設内にて実施 利用者延べ人数：147人（H27：185人） （病児保育利用者：延べ147人） （病後児保育利用者：延べ0人）	B	平成27年度に比べて利用者延べ人数が減少している。 今後の課題として、引き続き事業の周知に努めるとともに、利便性を考慮したうえで受入れ箇所を増やし、提供体制のさらなる確保に努める。	引き続き窓口での周知等によって利用を促し、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるように継続して事業を実施していく。	子育て推進課 （子育て施設担当）
		7	留守家庭児童会	小学校8校（12学級）で実施（通年） ・平日 放課後 ・土日 午前9時から午後5時 ・学校の長期休業日等 午前8時30分から午後5時 ・低学年の待機児童をなるべく出さない。	小学校8校（12学級）で実施（通年） ・平日 放課後から午後5時 ・土日 午前9時から午後5時 ・学校の長期休業日等 午前8時30分から午後5時 ・延長（平日）午後5時から7時 ・低学年の待機児童はなし ・対象児童を4年生まで拡大した。 ・民間事業者との連携の検討 ・山手小わんぱく学級保育室、打出浜はまゆう学級玄関前のひさし設置等の改良工事	B	<ul style="list-style-type: none"> 4年生までの受け入れを行ったことにより、共働きの家庭を中心に育児支援の対象を拡大できた。 待機児童（4年生23人）が発生したため、施設や人員等の整備が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> 平日 放課後 土日 午前9時から午後5時 学校の長期休業日等 午前8時30分から午後5時 低学年の待機児童をなるべく出さない 	青少年育成課
		8	ノー残業デーの実施 WLB休暇の計画的取得の促進啓発	<ul style="list-style-type: none"> ノー残業デーの実施 ワーク・ライフ・バランス休暇の計画的な取得啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 毎週水曜日及び金曜日をノー残業デーとし、時間外勤務する部署には申請書を提出させ、意識づけを行った。 帰宅意識を啓発するため、毎日午後8時に音楽を流した。 9月及び3月の庁議にてワーク・ライフ・バランス休暇の啓発を行った。 ノー残業デーに残業をする職場には申請書の提出を求め、人事課職員が見回り、ワーク・ライフ・バランスの意識づけに努めた。 計画的な休暇取得をするよう「ワーク・ライフ・バランス休暇の取得予定表」を配布した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ノー残業デーの残業回数は、10部署は回数が前年度から減少したが、全体では平均8.10回で、前年度から2.83回増加している。 年次有給休暇の平均取得日数は、11.69日で、前年度実績から1.17日増加した。 課題は、時間外勤務の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ノー残業デーの実施 平日午後8時に音楽を流す 人事課職員の見回り WLB休暇の計画的取得の促進啓発 	人事課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
		9	育児休業・介護休業制度について市職員への普及促進	・芦屋市職員ハンドブックや掲示板を活用した全職員への制度の周知 ・男性職員の育児休業取得率の増加を目指す。女性職員の育児休業取得率100%の維持に努める。	・育児休業・介護休業の取得を促した。 ・職員ハンドブックや掲示板を活用し、全職員へ制度の周知を図った。 ・掲示板にて「ワーク・ライフ・バランス通信」を4号まで発行した。 ・地方公務員の育児休業・介護休業に関する法律改正に伴い、職員が利用しやすいように制度を拡充した。	B	・H28年度中の育児休業を取得した職員は26名（女性24名、男性2名）であったが、介護休業を取得した職員はいなかった。 ・H28年度の育児休業の取得率：女性100%、男性6.1% ・男性職員の育児休業・介護休業の利用率の向上	・職員ハンドブックや掲示板を活用し、全職員に制度の周知を図る。 ・ワーク・ライフ・バランス通信を発行し、制度について全職員への啓発に努める。 ・男性職員の育児休業取得率の増加を目指す。女性職員の育児休業取得率100%の維持に努める。	人事課
③就労機会の拡大、労働環境の改善などを各方面に働きかけ、女性が働きやすい条件と環境をつくります。		10	女性活躍に関する啓発・講座	女性活躍推進事業として、再就労等を目指す方が参加し、役立つ内容のパソコン講座や再就業や地域活動にチャレンジする女性への個別相談を実施する。（3枠×2回）	女性活躍推進事業として、以下の5講座を開催した。 ①就労支援パソコン講座 ②女性のための出前チャレンジ相談（3枠×3回） ③女性のための働き方セミナー ④あつまれ！働くママのたまごたち～みつけよう！あなたの秘めたる可能性～ ⑤伝えたい！自分のきもちを自分のことばで!!	A	就労支援パソコン講座・女性のための出前チャレンジ相談・女性のための働き方セミナーについては、継続して実施できた。「女性のための出前チャレンジ相談」は、2回から3回へ増やすことができ、参加者数も3枠すべて埋まった。 あつまれ！働くママのたまごたち～みつけよう！あなたの秘めたる可能性～・伝えたい！自分のきもちを自分のことばで!!については、新規で実施した。	女性活躍推進事業として、再就労等を目指す方が参加し、役立つ内容のパソコン講座や再就業や地域活動にチャレンジする女性への個別相談を実施する。（3枠×6回）	男女共同参画推進課
		11	女性パソコン講座	女性パソコン講座の実施	上宮川文化センターパソコン室でワード、エクセルの初級操作について講義した。	B	受講者の女性の社会参加・社会貢献に役立った。 パソコンの台数が不足しており、ニーズに対応しきれていない。	女性パソコン講座の実施	上宮川文化センター
④性差別による暴力防止についての啓発を推進します。芦屋市DV相談室の相談機能の充実によってDV被害を防止します。DV被害者の早期発見・安全確保などの支援を警察・市・県等の関係機関が連携し行います。		12	DV、セクシュアル・ハラスメント、売買春等の女性に対する暴力をなくす運動	「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止」「いじめ防止」の合同街頭キャンペーンを実施（11月予定）	「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止」「いじめ防止」の合同街頭キャンペーンを実施した（11月25日） JR芦屋駅付近にて、啓発チラシ・グッズの入った手提げ袋を市民に対して配布。	B	女性に対する暴力について、芦屋警察や関係団体と合同で実施することにより、より効果的な啓発につながった。	「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止」「いじめ防止」の合同街頭キャンペーンを実施（11月予定）	男女共同参画推進課
		13	女性のためのDV相談	配偶者等からのDV相談・支援	芦屋市DV相談室において、配偶者等からのDV相談を行い、必要に応じて一時保護などの支援を行った。	B	DV相談を行い、必要に応じて一時保護などの支援を行うことが出来た。	配偶者等からのDV相談・支援	男女共同参画推進課
		14	緊急一時保護等の援護措置	関係機関と連携し、一時保護及び必要に応じ母子自立支援施設への入所措置を行う。	母子自立支援施設への入所を措置（新規入所0件、継続入所1件）	B	関係機関との情報共有に努め、事案発生時の体制を確保しており、関係機関との連携によりいつでも対応できる体制を整えた。	関係機関と連携し、一時保護及び必要に応じ母子自立支援施設への入所措置を行う。	生活援護課 子育て推進課
		15	DV被害者支援ネットワーク会議の開催	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携会議を開催	DV被害者支援ネットワーク会議を1回開催し、DV被害者対応マニュアル（案）の確認を行い、作成した。	B	DV相談者支援ネットワーク会議を開催し、庁内関係機関と連携を行うことが出来た。 ネットワーク会議専門部会の協議内容を確認する等、それぞれの役割について検討が必要。	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携会議を開催	男女共同参画推進課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
	⑤若年層に対するデートDVの予防に関する啓発活動を進めます。	16	刊行物による啓発	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布（再掲）	デートDVに関するチラシを作成し、男女共同参画センターでの配架、成人式での配布を行った。（4,500部発行） （ホームページにはデートDV啓発漫画を掲載）	B	チラシの配架・配布を行うことで、デートDVの啓発につながった。 ・成人式では、漫画の啓発紙を配布することで、多くの若年層にデートDVの理解を促すことができた。	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	男女共同参画推進課
	⑥市附属機関などの施策決定過程への女性の参画促進を図るとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を行います。	17	女性委員比率40%を目標に積極的な男女共同参画推進	市附属機関等における女性委員の割合をH27.4.1の34.9%より増加させる。	市附属機関等における女性委員の割合がH28.4.1は38.9%となった。	B	平成27年度より女性委員の割合は増加となったが、平成29年度の目標値を40%としているため、引き続き、増加に向けて取り組む必要がある。	市附属機関等における女性委員の割合は目標値（40%）まで増加させる。	男女共同参画推進課
3-2 子どもの人権	①子どもの権利条約、児童虐待防止法などについて、その意義と内容の周知・啓発を進めます。	18	子どもの権利条約の周知	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	「子どもの権利条約」のリーフレットを保育所3歳児、幼稚園年少組・小学校1年生・中学校1年生などに配布	B	子どもの人権について周知・啓発を行った。中学校の授業では教材として活用される等、啓発が進んだ。	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	子育て推進課
		19	いじめ・児童虐待防止啓発事業	【いじめ防止】 いじめ防止基本方針に基づき、関係機関と連携し、いじめ防止啓発事業を実施することで、市内全域にいじめ防止意識を定着させる。 【児童虐待防止】 児童虐待防止月間に「児童虐待防止」「いじめ防止」と「女性に対する暴力をなくす運動」の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	【いじめ防止】 ・いじめ問題対策連絡協議会の実施（5月、11月） ・いじめ防止啓発事業「第2回親子で考えるいじめ防止の標語」の募集（対象：市内在住・在学の小中学生）（9月～10月） ・いじめ防止啓発街頭キャンペーンの実施（11月） ・いじめ防止の標語受賞者表彰式・展示会の実施（市役所、JR芦屋駅）（12月～1月） 【児童虐待防止】 11月の「児童虐待防止推進月間」に「DV防止対策」、「いじめ防止対策」との合同キャンペーンを実施 キャンペーングッズやチラシの配布等行うことで虐待防止への関心を高める取り組みを行った。	B	【いじめ防止】 いじめ防止の標語募集に際し、市立小中学校だけでなく、市内の県立及び私立校にまで対象を拡大し、いじめ防止の意識向上を図った。結果、取組に賛同し多くの参加があった。 今後は、いじめ問題対策連絡協議会をより実効性のあるものにするため、関係機関との連携方法を検討する必要がある。 【児童虐待防止】 「DV防止対策」「いじめ防止対策」との共同の取り組みで効果的な啓発ができ、大勢の方の参加を得ることができた。	【いじめ防止】 教育委員会や市内の小中学校等関係機関と更なる連携を図り、いじめ防止啓発事業を継続実施することで、市内全域にいじめ防止意識を定着させる。 【児童虐待防止】 児童虐待防止月間に「児童虐待防止」「いじめ防止」と「女性に対する暴力をなくす運動」の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	子育て推進課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
②いじめの防止・早期発見については、「芦屋市いじめ防止基本方針」などに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。また、児童虐待についても、「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。		20	子育て（来所・電話）相談	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、子育てホットラインでの相談、窓口相談、また、家庭児童相談室を利用できない時間帯（夜間・休日）にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	相談件数 ・子育てセンター 2,265件 ・夜間・休日電話（児童養護施設三光塾に委託） 延べ155件	B	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、子育てホットラインでの相談、窓口相談、また、家庭児童相談室を利用できない時間帯（夜間・休日）にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	子育て推進課子育て支援センター
		21	家庭児童相談	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	相談件数：441件 うち児童虐待に関するもの127件	B	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図った。	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	子育て推進課子育て支援センター
		22	いじめ問題対策審議会の運営	芦屋市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策や重大事態に係る事実関係に関する事項について審議し、いじめ問題に対する未然防止・早期発見やその対応について提言を受ける。	年3回実施 ・平成28年8月23日（火） ・平成28年10月12日（水） ・平成29年2月14日（火）	B	・「重大事態が起こった場合の対応」や「学校におけるいじめに対する組織対応」について、具体的事例をもとに協議を行い、各学校に対して、指導・提言を行うことができた。 ・県の改定を受けて、芦屋市いじめ防止基本方針の改定を行っていかねばならない。	・芦屋市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策に関する事項や重大事態に係る事実関係に関する事項について審議し、いじめ問題に対する未然防止・早期発見やその対応について提言を受ける。 ・芦屋市いじめ防止基本方針の改定を行う。	学校教育課
		23	カウンセリングセンター相談事業	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関と整理、統合も視野に入れて連携の充実を目指す。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託実施した。（電話相談75件 面接相談222件） カウンセリングセンターと連携し支援を行った。	B	・相談対象の高校生の割合が、全体の27.5%となっており、本事業を行うことでスクールカウンセラーへ相談できない年代への対応を行うことができた。 ・連携の必要がある事案については、情報交換を行うことができた。	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関と整理、統合も視野に入れて連携の充実を目指す。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	学校教育課
		24	青少年愛護センター相談事業	青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。	相談件数16件	B	青少年愛護センター職員が（指導主事）相談を受けているため、学校との連携は取りやすい。	・青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。 ・相談窓口の充実	青少年愛護センター
		25	要保護児童対策地域協議会の運営	代表者会議年1回、実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催 児童虐待防止研修会を開催	要保護児童対策地域協議会での連携(子育て推進課主催) 代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議151回、児童虐待防止研修会1回開催し、配偶者暴力相談支援センターや県機関等との連携した。	B	法理解や実務者、担当者間の信頼関係により、複数の関係機関との連携による支援が実現した。	代表者会議年1回、実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催 児童虐待防止研修会を開催	子育て推進課子育て支援センター

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
	③地域の協力や子育てグループの育成などを通じ、子育てを地域社会で支援することを促進します。	26	あい・あいる一むの実施	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。	公共施設5か所（打出教育文化センター、潮芦屋交流センター、上宮川文化センター、三条集会所、朝日ヶ丘集会所）で実施した。 開催回数：56回 利用者数：669名	B	地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりを行い、昨年度より利用者が増加した。今後事業のさらなる周知が必要。	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。周知のため。保健センターと連携し、4ヶ月児健診の際に案内し、利用者の増加を図る。	子育て推進課子育て支援センター
		27	自主活動グループの育成・支援	自主活動グループの育成・支援と交流の場の提供	自主活動グループ：12グループ 実施回数 275回 延4,892人 グループ交流会：3回 講師料の提供	B	グループ交流会を実施することでグループの情報交換ができた。また、各グループへ講師料の提供を通して、活動活性化のための支援を実施した。	自主活動グループの育成・支援と交流の場の提供を行っていく。	子育て推進課子育て支援センター
	④防犯・防災体制の充実、見守り活動の推進など、子どもにとって安全な地域・社会の実現に努めます。	28	地域主体の見守り活動	青少年育成愛護委員による日常的な巡視活動（パトロール）を推進する。小学校区ごとに班を編成し、月1回の各班別集会を開催し、情報交換を行う。	愛護委員数212人。巡視回数606回。延べ参加人数5130人。各班別集会（8班）月1回実施。市内合同をパトロールを10月31日に実施して65人が参加。	A	青少年育成愛護委員数や巡視回数が継続的に増加をし、市内の青少年の落ち着いた状況の維持に成果を上げている。安定した運営を継続していく必要がある。	青少年育成愛護委員の地道な活動を継続する。単に子どもの見守り活動にとどまらず、地域のコミュニティを醸成し、まちづくりにも積極的に参加する。	青少年愛護センター
		29	安全教育推進事業	家庭や地域と連携し、子どもたちが安全な環境で安心して学校生活を送れるよう、安全確保のための体制を確立し、安全教育及び防犯教育を地域ぐるみで推進する。	・幼稚園・小学1年生での歩行訓練、小学4年生・中学生の自転車教室の内容をPDCAサイクルに基づき、地域環境と発達段階にあった内容になるよう検討し、実践してきた。 ・潮見小学校、浜風小学校の通学路点検を実施し、通学路の安全を確保すると共に、登下校時の交通ルールについて指導が必要な内容について明確にし、校外児童会等で児童に指導した。	B	交通安全教室の内容を、地域の環境に合わせ、子どもたちの意識が高まるよう見直してきた。また、校外児童会等で、自転車を安全に運転するよう繰り返し指導してきたが、自転車と自動車の接触事故件数が増えたため、家庭とも連携し、交通ルールを守る大切さを伝えていく必要がある。	家庭や地域と連携し、子どもたちが安全な環境で安心して学校生活を送れるよう、安全確保のための体制を確立し、安全教育及び防犯教育を地域ぐるみで推進する。 特に、幼稚園と小学校1年生の歩行訓練の中に、自転車の乗り方について指導する内容を盛り込み、保護者啓発も図りながら自転車事故の防止に取り組む。 ・精道中学校区3小学校で通学路点検を実施する。	学校教育課
3-3 高齢者の人権	①関係機関との連携を密にし、財産侵害、虐待などの早期発見を図ります。権利擁護支援センターについての広報と相談体制の充実に努めます。	30	権利擁護推進事業	① 市民後見人の推薦システムの構築を行う。 ② 社会福祉協議会による法人後見受任を実施する。 ③ 虐待対応マニュアルの改訂の検討を行う。	・芦屋市権利擁護支援センター運営委員会2回開催（6月・2月） ・芦屋市権利擁護支援システム推進委員会2回開催（7月・3月） ・権利擁護支援者人材バンク登録20名 ・ワークショップ 1回開催（朝日ヶ丘地区） ① 市民後見人の推薦システムの構築および「市民後見人活動マニュアル」を作成。 ② 法人後見受任に向け3件申立てを実施。 ③ 虐待対応マニュアル改訂ワーキングチームにて検討を実施。プロジェクトチームを2回開催。（10月・1月）	B	「市民後見人活動マニュアル」の作成を含め、市民後見人の推薦システムの構築に取り組んだものについて、実際の運用に向け、関係機関に周知が必要。また、社会福祉協議会の受任に向けた申立ての実施や虐待対応マニュアルの改訂に向けた取組みにより、権利擁護支援システムの構築と推進を行った。今後、市民後見人の推薦システムを活用した運用、虐待対応マニュアルの改訂を行った後の研修を行うことが必要となる。	・市民後見人について、行政内や関係機関への周知。 ・養護者による虐待対応マニュアルの完成及び行政、関係機関への改訂内容の啓発。 ・障がい者福祉施設へのアンケート調査・研修の実施。	地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課	
②医療機関との連携、高齢者生活支援センターの機能強化を進めます。		31	医療機関等との連携	・市内に「在宅医療・介護連携支援センター」を新たに設置し、医療・介護の連携に関する相談支援を行う。	・「在宅医療・介護連携支援センター」を医師会医療センター内に設置。平成28年4月より運用を開始した。年間相談件数は102件。	B	・在宅医療・介護の連携を推進することにより、住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができる。課題として、相談窓口のさらなる周知が必要である。	・在宅医療・介護連携支援センターの役割や具体的活用事例の周知啓発により、年間相談件数を増やす。	地域福祉課	
		32	高齢者生活支援センターの機能強化	・平成29年度開始の介護予防・日常生活支援総合事業に向けた準備 ・地域アセスメント	・地域アセスメントとして圏域ごとにフェイスシートを作成し、地域課題の把握に努めた。 ・平成29年度開始の総合事業に向け、利用者と委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの支援をした。	B	・平成29年度開始の介護予防・日常生活支援総合事業にスムーズに移行できた。 ・総合事業のサービスについて高齢者生活支援センターだけでなく、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにも手続について理解を推進する。	・自立支援型地域ケア会議に向け、検討をする。	高齢介護課	
		33	認知症初期集中支援事業	・適切な受診や介護サービス等につながらない認知症の方へ、医師・医療専門職・福祉職によるチームが、集中的な支援を実施する「認知症初期集中支援事業」を開始する。	・平成28年4月に認知症初期集中支援チームを設置し、各高齢者生活支援センターで把握した対象ケースについて医師・看護師・高齢者生活支援センター職員を構成員とするチームで初期集中支援を実施した。（実績3件）	B	・チームによる集中的な支援により、受診や介護サービス利用につながっていない方を適切な支援につないだり、家族支援を行うことにより、課題解決につながった。今後の課題として、件数が少ないため、チームの役割を周知していく必要がある。	・高齢者の支援を行う高齢者生活支援センターやケアマネジャーに対してチームの役割の周知を行い、対応件数を増やす。	地域福祉課	
		34	災害時の要援護者支援の取組	避難行動要支援者の増加、避難時の具体的な行動を地区防災計画を基本に取り組んでいく。 緊急・災害時要援護者台帳登録者数を増やす。災害時要援護者の個別避難支援計画の作成について関係団体との協働により推進する。 民生・児童委員以外への要援護者の平常時からの情報提供についての体制整備。 緊急防災ラジオの購入助成制度と併せて要援護者台帳の理解を促進する。	・緊急・災害時要援護者登録申請について、障がい者手帳交付時や広報特集号で周知 ・要援護者台帳未登録である65歳未満の障がいのある人について、登録申請の案内を発送した。 ・避難行動要支援者支援の取組についてパンフレットを作成し、要援護者台帳登録者への発送や障がい者手帳交付時に配布し、啓発を行った。 ・民生委員・児童委員による平常時からの見守り活動を実施 ・緊急・災害時要援護者台帳の活用について「避難行動要支援者支援連絡会調整会議」において民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会、自主防災会等の関係団体と市の関係課で意見交換を実施。 ・緊急防災ラジオの購入助成制度と併せて要援護者台帳への登録を促進。	B	・「避難行動要支援者支援連絡会調整会議」において各関係団体の課題を共有することができた。 ・登録申請の案内や緊急防災ラジオの購入助成制度と併せ、要援護者台帳の取組みを周知することにより、登録者が増加した。 ・自治会、自主防災会、福祉推進員と要配慮者名簿の取り交わしを行った。 ・避難支援計画策定に向け、地域・各団体への説明会を実施した。	・台帳の情報を活用した防災訓練の実施と参加者へのアンケートの実施。 ・要配慮者名簿の受け取りについて自治会への説明を実施。 ・緊急・災害時要援護者台帳の取扱いについて民生委員・児童委員各ブロック会において説明を実施 ・緊急・災害時要援護者台帳システムを導入し、緊急・災害時や平常時からの見守り活動等円滑な支援が行える体制整備を行う。	地域福祉課 高齢介護課 障害福祉課	
			35	地域見守りネット事業	地域見守りネットの参加事業者の増加に努める。	地域見守りネット事業の参加事業者が139か所に増加した。（H27：132か所）	B	地域での見守り活動に対する意識が向上した。	地域見守りネットの参加事業者の増加に努める。	高齢介護課
			36	地域発信型ネットワーク会議の開催	地域ごとに課題を抽出し、防災、見守り、認知症の理解、多世代交流など、各地域の課題解決に向けての取組を行う。	小地域福祉ブロック会議11回 中学校区福祉ネットワーク会議1回（小地域福祉ブロック会議・中学校区福祉ネットワーク会議出席者計473名） 地域ケアシステム検討委員会4回 地域福祉推進協議会2回	B	各課題に取り組むための地域資源の把握や、各課題に対する認識に地域差がある。	各課題に対する認識の地域差の解消、課題解決のための資源の見直し・発掘を目指し、改めて全市的に地域再発見として地域アセスメントを行う。	地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
④支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを進めます。		37	認知症施策	高齢者生活支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心に、認知症の普及啓発に努める。	・福祉フェアやホスピタルフェスタ等のイベントに認知症のブースを設け、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めた。 ・認知症サポーター養成講座の受講者はのべ9,000人を達成した。	B	・認知症について地域全体で支える仕組みづくりを推進した。	・認知症当事者インタビューと事業者アンケートを実施し、認知症に関する課題を把握する。 ・認知症ケアパスの作成	高齢介護課
		38	認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成講座の年間受講者数1,000人を目標とする。	認知症サポーター養成講座を総合事業のサービス従事者研修のカリキュラムに入れる等の工夫を行い、年間受講者数1,281人を達成した。	B	・認知症に関する正しい知識を持つ人が増えることにより認知症の人の見守りやサポートが行える人が増え、認知症の人・家族が暮らしやすい地域になる。課題として、認知症サポーター養成講座を幅広い世代に受講してもらう工夫が必要。	年間受講者1,000人は目標として維持しつつ、小・中学生等の受講者増加を目指す。	地域福祉課
⑤元気な高齢者の社会参加と就労の機会を充実し、生きがいの増進に努めます。		39	生きがい・社会参加促進事業	・高齢者生きがい活動支援通所事業を継続実施 ・高齢者のつどい、敬老会、高齢者スポーツ大会等の実施	・高齢者生きがい活動支援通所事業において新たに実施団体を1団体増加させた。 ・高齢者が参加できる行事を開催し、生きがいづくりの機会を提供した。 スポーツ大会 参加者900人 高齢者のつどい 参加者400人	B	・閉じこもりがちな高齢者の居場所づくりとして充実させた。 ・行事に高齢者が参加するだけでなく主体となって関わることにより、生きがい活動が有意義なものになった。	・高齢者生きがい活動支援通所事業について必要な見直しや拡充を検討し、閉じこもりがちな高齢者が社会参加しやすい体制づくりを図る。 ・継続して高齢者が参加できる行事を開催し、社会参加を促進する。	高齢介護課
		40	シルバー人材センター支援	会員の増強、受注の拡大が図れるよう支援する。	シルバー人材センターの取組みを広報紙で紹介し、年に2回意見交換を行った結果、会員数、受注金額とも伸びを示した。 会員数 1,092人（前年度から38人増加） 受注金額 469,88万円（前年度から1,870万円増加）	B	会員が増加するとともに、会員同士の交流が活発になった。	会員の増強、受注の拡大が図れるよう支援する。	高齢介護課
⑥交通施設・公共施設のバリアフリー化推進など、高齢者などすべての人にとってやさしく快適なまちづくりを進めていきます。		41	交通安全施設のバリアフリー化	・転落防止柵工事の実施。 箇所数：12 施工延長：274m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：40 ・交通安全対策として啓発看板の設置。 ・芦屋川の転落防止柵改修を検討。	・転落防止柵工事の実施。 箇所数：16 施工延長：326m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：44 ・交通安全対策として啓発看板の設置。 ・芦屋川転落防止柵 デザイン検討	A	・基準を満たさない転落防止柵の改修工事、既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事を当初の予定より多くの個所で実施することができた。 ・芦屋川の転落防止柵の改修方法。	・転落防止柵工事の実施。 箇所数：10箇所 施工延長：520m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：38 ・交通安全対策として啓発看板の設置。	道路課
		42	公園施設のバリアフリー化	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	呉川公園の園路のバリアフリー化 呉川公園のトイレの建替えによる多目的トイレの設置 朝日ヶ丘北公園の園路及び階段のバリアフリー化	B	公園整備・施設改修の際にバリアフリー化を行うことで、円滑に事業を行うことができた。国庫補助金の配分額の減少のため、公園整備及び施設改修そのものが実施できない場合があるため、課題となっている。	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	公園緑地課
		43	公共建築物のバリアフリー化	6公共施設（呉川公園、浜風小学校、岩園幼稚園、伊勢幼稚園、環境処理センター、市役所）において多目的トイレの設置、段差解消、スロープの勾配改善を実施する。	6公共施設（呉川公園、浜風小学校、岩園幼稚園、伊勢幼稚園、環境処理センター、市役所）において多目的トイレの設置、段差解消、スロープの勾配改善を実施した。（多目的トイレのバリアフリー化率80.3%）	B	改修した公共施設について、安全で利用しやすい施設となった。	公共施設の改修計画に合わせて、バリアフリー化を進めていく。	建築課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
3-4 障がいのある人の人権	①啓発活動や地域での交流活動などを充実し、障がいに対する差別意識や偏見をなくすため人権意識の高揚に努めます。	44	障がい理解のための啓発	平成28年4月から施行される障害者差別解消法に基づき、関係各課と連携し、障がいを理由とする差別の解消の推進するための事業等を実施する。また、「啓発冊子」を改訂し、障がい理解の普及啓発に努める。	・平成28年4月から施行された障害者差別解消法に基づき、庁内でプロジェクトチームをつくり、障がいを理由とする差別の解消に取り組んだ。また、「啓発冊子」の改訂を行った。 障がい者週間（12月3日～9日）にあわせて広報臨時号を発行した。障害者差別解消法や手話等の紹介を行い、障がい理解のための啓発に努めた。	A	庁内でプロジェクトチームをつくったことにより、関係各課にみならず全庁的に障がいを理由とする差別の解消に取り組むことができた。プロジェクトチーム終了後の継続的な取組を検討する必要がある。	庁内プロジェクトチーム終了後も、障がいを理由とする差別の解消について継続的に取り組んでいく。また、改訂後の「啓発冊子」を活用し、市内の公立小・中学校における福祉学習を通じて、障がいに対する理解を促進する。	障害福祉課
		45	交通安全施設のバリアフリー化（再掲）	・転落防止柵工事の実施。 箇所数：12 施工延長：274m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：40 ・交通安全対策として啓発看板の設置。 ・芦屋川の転落防止柵改修を検討。	・転落防止柵工事の実施。 箇所数：16 施工延長：326m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：44 ・交通安全対策として啓発看板の設置。 ・芦屋川転落防止柵 デザイン検討	A	・基準を満たさない転落防止柵の改修工事、既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事を当初の予定より多くの個所で実施することができた。 ・芦屋川の転落防止柵の改修方法。	・転落防止柵工事の実施。 箇所数：10箇所 施工延長：520m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：38 ・交通安全対策として啓発看板の設置。	道路課
		46	公園施設のバリアフリー化（再掲）	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	呉川公園の園路のバリアフリー化 呉川公園のトイレの建替えによる多目的トイレの設置 朝日ヶ丘北公園の園路及び階段のバリアフリー化	B	公園整備・施設改修の際にバリアフリー化を行うことで、円滑に事業を行うことができた。国庫補助金の配分額の減少のため、公園整備及び施設改修そのものが実施できない場合があるため、課題となっている。	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	公園緑地課
		47	公共建築物のバリアフリー化（再掲）	6公共施設（呉川公園、浜風小学校、岩園幼稚園、伊勢幼稚園、環境処理センター、市役所）において多目的トイレの設置、段差解消、スロープの勾配改善を実施する。	6公共施設（呉川公園、浜風小学校、岩園幼稚園、伊勢幼稚園、環境処理センター、市役所）において多目的トイレの設置、段差解消、スロープの勾配改善を実施した。（多目的トイレのバリアフリー化率80.3%）	B	改修した公共施設について、安全で利用しやすい施設となった、	公共施設の改修計画に合わせて、バリアフリー化を進めていく。	建築課
		48	意思疎通支援事業	視覚に障がいのある人や高齢者等への日常生活において、読み書きに支援を行うことで、円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を図れることを目的とした、読み書き（代読・代筆）情報支援員を養成する。	26課27名の読み書き（代読・代筆）情報支援員を養成し、支援員のいる課には、読み書き情報支援を行うことを周知するための案内板を窓口を設置した。	B	読み書きが困難な人への支援方法などを多くの職員が学ぶことで市民サービスの向上に繋がった。庁内での支援だけでなく日常生活における支援が行なえるよう市民向け講座の検討が必要。	読み書き（代読・代筆）情報支援員の養成を職員及び権利擁護支援者養成研修受講修了生を対象に実施する。また、本年4月施行の「芦屋中心がつながる手話言語条例」に基づき、手話奉仕員の養成等、手話の普及啓発の施策推進に努める。	障害福祉課
		49	障がいのある人の就労支援	障がいのある人の自立のため、就労機会の拡大が図られるよう、「障がい者就労支援者連絡会」を中心に関係機関の連携を強化する。	保健福祉センターに就労支援員を配置し、県の「阪神南障害者就業・生活支援センター」と連携することにより、平成28年度は19人が一般就労、16人が就労継続支援A型事業所に就労した。	B	就労支援員と阪神南障害者就業・生活支援センターの連携により、一定数、就労に繋がりが、H32年度の目標（20人）に近づけることができた。 「障がい者就労支援者連絡会」については、開催されなかった。	障がいのある人の自立のため、就労機会の拡大が図られるよう、就労支援員と阪神南障害者就業・生活支援センターの連携を継続するとともに「障がい者就労支援者連絡会」を中心に関係機関の連携を強化する。	障害福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
④障がい児の療育支援体制の整備を推進します。		50	療育支援の実施	心身に障がいを有する児童等に対し、障がいの軽減を図ることを目的に、適切な訓練を行う。今年度から就学前児童の受付窓口が障害福祉課へ変更になったこと及び訓練希望者の増加に伴い待機者が生じているため、円滑な事業運営が行えるよう、体制整備を行う。	水浴訓練、理学療法、作業療法、言語療法、集団移行訓練、医師面接を実施。また、継続的な個別相談、関係機関の情報共有、医師等専門職の助言を得ながら支援を検討した。保護者のフォローとして、家庭療育支援講座講座（全5回）を試行的に実施した。（参加者9人）	B	訓練希望者の増加に伴い待機者が生じているため、円滑な事業運営が行えるよう、体制整備を行う必要がある。試行的に実施した家庭療育支援講座においては、受講した保護者の不安感の軽減等一定の効果が見られたため、継続して実施する。	円滑な事業運営が行えるよう、他の関係機関との連携によるフォロー体制の整備を検討する。平成29年度より家庭療育支援講座を本格実施する。	障害福祉課
		51	特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、障がいのある子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、個別の指導計画に基づいた教育を進める。 学校園におけるインクルーシブ教育について研究を行い、取組体制を整備する。 特別支援教育支援員、介助員を小中学校に配置し、個別の支援の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育センター専門指導員による巡回指導をし、支援の必要な幼児児童生徒への個別の支援の充実をめぐる。 特別支援に係る研修会、研究会に参加し、特別支援教育への理解と専門性の向上を図った。 特別支援教育支援員、介助員を学校園に配置し、特別な支援を要する幼児児童生徒を支援した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援コーディネーター会をはじめ、1年を通して計画的に研修会を行い、専門性の向上を図ることができた。 特別支援教育支援員、介助員を各校に計画的に配置し、幼児児童生徒の支援を行うことができた。 各学校園や保護者からの教育相談にこたえるべく、学校園や関係機関とのさらなる連携を行い、専門指導員による支援をより充実していく必要がある。 	各学校において、障がいのある子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、個別の指導計画に基づいた教育を進める。 <ul style="list-style-type: none"> 特別支援コーディネーターを核として、各学校園の教職員の特別支援教育への専門性を高めていく研修を行う。 学校園におけるインクルーシブ教育について研究を行い、取組体制を整備する。 特別支援教育支援員、介助員を小中学校に配置し、個別の支援の充実を図る。 	学校教育課
		52	障がい者相談支援事業	基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の充実。	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターは地域の相談支援の中核的な役割を担い、相談支援体制の強化に向け人材育成、事業所への研修等を実施した。 広報あしや臨時号や福祉センターのパンフレットを活用するとともに、権利擁護支援センターと共働し、障がいのある人の権利擁護の周知を行った。 延相談対応回数：H28 2,805回 H27 2,720回	B	基幹相談支援センター及び相談支援事業所相談員に対しSV（スーパーバイザー）研修を実施し、相談員のスキルアップにつながった。	高浜町に建設予定の社会福祉複合施設との連携等、相談支援機能の体制整備の検討を行う。	障害福祉課
⑥障がいを理由とする差別に関する相談や争い事などに対応するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、ネットワークの構築を図ります。		53	芦屋市障害者差別解消支援地域協議会の設置	「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、各関係機関が連携し、障がいを理由とする差別の解消を図るための会議を開催する。	「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、本市における取組及び各機関の役割等情報共有を行い、今後のネットワーク構築に向けた働きかけを行った。	B	「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、本市における取組及び各機関の役割等情報共有を行った。今後、関係機関相互のネットワークの構築と障がいを理由とする差別の解消に向け協議を行っていく。	「障がい者差別解消支援地域協議会」において、障がいを理由とする差別の解消に向け、関係機関の連携を図っていく。	障害福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
3-5 同和問題	①人権課題としての同和問題をより広く啓発して、すべての市民の理解を高めます。人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターにおいては、より市民に親しみやすい講演会などの事業に取り組みます。	54	広報紙等による啓発	広報紙等による啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご人権ジャーナル「きすな8月号（同和問題）」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。 ・芦屋市人権教育推進協議会が発行した「しんぶん芦屋人権協」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。 	B	平成28年12月に部落差別解消推進法が施行されたため、周知をしていく必要がある。	広報紙等による啓発を行う。平成28年12月に施行した部落差別解消推進法の周知を行う。	人権推進課
		55	講演会・映画会・展示会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・上宮川文化センターにおいて、市民に親しみやすい講演会などを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○芦屋市立上宮川文化センター開館30周年記念講演会「今、求められるソーシャルインクルージョン」～地域での人権の向上のために～ 参加者：延べ112人 ○児童センター講演会「こころもからだも元気なママで～子育てをもっと楽しく～ 参加者：21人 ○児童センター映画会 参加者129人 ○人権啓発映画上映会ヒューマンライツシアター（全3回） 参加者 535人 ○シネポケットひゅーまん 参加者：延べ190人 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外から多くの参加者を得ることができた。 ・上宮川文化センター開館30周年記念講演会では、これまでの隣保館の取組や人権、福祉の拠点としての役割などに触れ、地域の人権意識の向上につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上宮川文化センターにおいて、市民に親しみやすい講演会などを実施する。 	上宮川文化センター
②差別発言・落書き、戸籍謄本等に対する市民の正しい認識を広げます。	56	差別発言・落書きなどに対する意識啓発	差別発言、落書きなどに対する意識啓発を行う。	ひょうご人権ジャーナル「きすな8月号（同和問題）」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。（再掲）	B	インターネットの悪用による差別表現が見られるため、継続して啓発を行っていく必要がある。	差別発言、落書きなどに対する意識啓発を行う。	人権推進課	
	57	戸籍謄本等に対する不正請求、不正取得に対する意識啓発	本人通知制度の周知を図るなかで周知啓発を行う。	郵送での第三者請求の場合等に、本市で本人通知制度を実施している旨をお知らせする文書を同封して返送するなど周知を図ることで不正請求の抑止に努めた。	B	本人通知制度を実施していること自体が不正請求の抑止力となるので引き続き請求者への周知に努める。	引き続き本人通知制度の周知を図るなかで、周知啓発を行う。	市民課	
③住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。	58	「本人通知制度」の周知	啓発グッズやちらしを作成し、人権啓発行事等の機会を通じて周知を図る。	啓発グッズとしてポケットティッシュを作成し、ちらしとともに人権啓発行事等の機会に配布して周知を図った。	B	本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引き続き周知に努める。	引き続き啓発グッズやちらしを作成し、人権啓発行事等の機会を通じて周知を図る。	市民課	
	59	「本人通知制度」の適正な運用	適正な運用に努め、登録者数の増加を目指す。 平成32年度までの目標1,000人	平成28年度末登録者数766人（前年度から97人増加した。）	A	本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引き続き適正な運用を行うとともに周知に努める。	引き続き適正な運用に努め、登録者数の増加を目指す。 平成32年度までの目標1,000人	市民課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
3-6 外国人の人権	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。	60	多様性を尊重する人権意識の啓発	広報紙による多様性を尊重する人権意識の啓発	・広報紙による啓発（8月1日号）「自分の殻を破るチャンスに！」兵庫県立大学環境人間学部准教授 乾 美紀 氏	B	効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	継続して、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う。	人権推進課
		61	英語版広報紙等の発行	英語版広報紙を通じて外国人住民へ定期的な情報提供を行う。	・4月、7月、10月、1月に各1,200部発行 ・相談窓口案内の英語版を作成（100部）	B	外国人住民に役立つタイムリーな情報をできるだけ多くの外国人住民に届ける。	テキスト版をホームページで公開し自動翻訳などの多言語対応を進める。	広報国際交流課 お困りです課
		62	モンテペロ市との姉妹都市交流	・姉妹都市提携55周年事業の開催 ・姉妹都市学生親善使節交換事業の実施	・姉妹都市提携55周年事業：4月は、芦屋市から市長・議長を含む市民訪問団23名がモンテペロ市を訪問。11月にはモンテペロ市から市長を含む18名が芦屋市を訪問し、市長・議長表敬訪問、幼稚園や小学校訪問などを行った。 ・姉妹都市学生親善使節交換事業（平成28年度から指定管理事業に変更）：モンテペロ市へ2名派遣、モンテペロ市から2名受け入れし、歓送迎会、小中学校訪問などを行った。（参加者数：のべ692人）	B	姉妹都市交流については、幅広い世代の市民への周知が必要。	姉妹都市学生親善使節交換事業の実施。 モンテペロ市紹介パンフレットの作成。	広報国際交流課
63	外国人への日本語学習支援教室の実施	指定管理事業（参加者数） ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室（大人対象）週4日5クラス、1,392人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日1クラス、240人（講師含む）	指定管理事業（参加者数） 日本語教室（大人対象）週4日5クラス、延1,619人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日1クラス、延215人（講師含む） 日本語ボランティア養成講座（全7回）延243人	B	引き続き、指定管理者と協力しながら、日本語教室を広報する必要がある。	指定管理事業（参加者数） ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室（大人対象）週4日全5クラス、1,246人（講師含む） 日本語教室（子ども対象）週1日全1クラス、310人（講師含む）	広報国際交流課		

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
		64		民間事業者に委託しているため、事業計画が適切に行われるように支援する。	47回実施、延317人受講	B	参加者が増加することは望ましいが、参加者が増加しすぎた場合に講師の配置が困難となる。	民間事業者に委託しているため、事業計画が適切に行われるように支援する。	公民館
		65	国際理解教育の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校外国語活動と中学校英語の指導内容や方法に連続性を持たせる。 ・日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒への効果的な支援方策を探る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校外国語活動推進事業 全小学校5、6年生を対象に地域人材と担任の協働による外国語活動を推進した。(1学級あたり年間35時間) ・ALT配置事業 全中学校を対象にALTと教科担任の協働による実践的な外国語授業を実施した。 ・帰国・外国人支援連絡協議会を開催し、支援団体、学校、行政が今後の支援のあり方を協議した。 ・日本語指導ボランティア配置事業 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒を対象に通訳および学習支援を行った。 ・帰国・外国人児童生徒を対象に放課後の学習支援等を行った。 ・日本語指導支援推進校事業 ・中学生の海外派遣事業 約10日間海外の学校やホームステイ先での体験実習を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校外国語活動に対するアンケートを実施した結果、積極的に英語を話そうとした児童の割合が87.9%、これからも英語を使ってみたいと思う児童の割合が94%であった。 ・帰国・外国人児童生徒の支援のあり方については、各学校における個別対応にとどまっていることから、今後は、帰国・外国人支援連絡協議会での協議も踏まえながら、全市的な施策について、研究し、その成果を広げていく必要がある。 ・小学校外国語の教科化に向けて、検討委員会を設置し、協議していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校外国語活動の教科化に向けて、検討委員会を設置し、協議する。 ・日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒への効果的な支援方策を探る。 	学校教育課
③各種案内の多言語表記などの情報提供をはじめとして、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。		66	各種案内の多言語表記	市庁舎の改修時に、庁舎の案内板の多言語表記を検討する。	市庁舎改修工事において、庁内各種案内板を多言語表記(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語の4言語)で作成した。	B	わかりやすい案内板の作成で、庁舎利用者の利便性が向上した。	今後の改修計画においても案内の必要な施設については、多言語表記への対応を検討していく。	用地管財課 建築課
		67		「芦屋市外国人住民への多言語表記による情報提供に関する基本指針」に基づき、多言語での情報発信に取り組む。	健康カレンダー、ごみカレンダーの英語版を発行	B	多言語での効果的・効率的な情報提供	「芦屋市外国人住民への多言語表記による情報提供に関する基本指針」に基づき、多言語での情報発信に取り組む。	広報国際交流課、

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
		68		芦屋市公共サイン計画の策定	芦屋市公共サイン計画を策定した。	B	公共サイン計画に沿ったサインの整備	モデル路線においてサインを整備する。	道路課
		69	窓口対応の充実	職員を対象に「やさしい日本語」の研修開催。	平成28年11月21日、講師に（公財）兵庫県国際交流協会・村松紀子氏を講師に迎え、「外国人に伝わる『やさしい日本語』」の研修を開催。職員50人が参加。	B	引き続き研修等を通じて「やさしい日本語」を、できる限り多くの職員に周知する。	新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。	広報国際交流課
		70	やさしい日本語表記	英語版広報紙「アシヤニューズレター」を「やさしい日本語」により発行する。職員を対象に「やさしい日本語」の研修開催。（再掲）	英語版広報紙「アシヤニューズレター」を一部「やさしい日本語」により発行。平成28年11月21日、講師に（公財）兵庫県国際交流協会・村松紀子氏を講師に迎え、「外国人に伝わる『やさしい日本語』」の研修を開催。職員50人が参加。（再掲）	B	一部「やさしい日本語」で発行しているが、全部を「やさしい日本語」で発行する必要がある。引き続き研修等を通じて「やさしい日本語」を、できる限り多くの職員に周知する。（再掲）	一部「やさしい日本語」で発行しているが、全部を「やさしい日本語」で発行する。新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。（再掲）	広報国際交流課
		71	三者間通話システムの導入	119番通報受信時及び現場活動時に、通訳が必要な外国人の要望に応えるため、多言語通訳コールセンターに接続し外国人とのコミュニケーションを図る。	平成28年度から三者間通話システムを導入（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語の5言語対応）相談件数3件：全て英語（内訳）1件：内容を聴取したが不搬送 2件：救急現場での活動時に使用	B	H28には3件の利用があり、コールセンターへの接続もスムーズに行えた反面、外国人への周知が不足していた。	広報紙等で外国人への周知を図り、通訳が必要な外国人からの119番通報受信時及び現場活動時の要望に応え、コミュニケーションを図る。	消防本部
		72	災害時の在住外国人への支援	日本語が不自由なため災害弱者となる可能性のある外国人を支援するため災害時外国人支援講座を開催。	災害時外国人サポーター講座を開催。参加者：50人。災害時に外国人との意思疎通に活用できる多言語表示シート（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語の4言語対応）を全避難所に設置。	B	引き続き、災害時の外国人支援については、講座等を通じて市民への啓発を進めていく必要がある。	災害時外国人支援講座の開催 外国人用災害時バンドナの作成	広報国際交流課 防災安全課
	④在住外国人の市民参画を推進します。	73	在住外国人の地域活動への参加	英語版広報紙「アシヤニューズレター」を通じて地域活動への参加を促す。	英語版広報紙「アシヤニューズレター」にイベント等の情報を掲載した。（4月、7月、10月、1月に各1、200部発行。）	B	在住外国人の地域活動への参加を推進するため、情報提供等を充実する必要がある。	英語版広報紙「アシヤニューズレター」を通じて地域活動への参加を促す。	広報国際交流課
3-7 HIV 感染者などの人権	①各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデーやハンセン病を正しく理解する週間などを機にして、広報・講演会など幅広い教育・啓発を推進します。	74	広報紙等による啓発	ポスターの掲示、パンフレットの設置。	世界エイズデーにあわせて、保健センターにおいてポスターを掲示した。	B	効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	ポスターの掲示、パンフレットの設置。	人権推進課 健康課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
3-8 犯罪被害者などの人権	①犯罪被害者等の人権について、広く啓発と周知を図るとともに、犯罪被害者等を支援していきます。	75	犯罪被害者等人権についての啓発	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく支援内容を広報紙へ掲載(3回)、ホームページ上に掲載。 ・ 広報紙による啓発(12月1日号)「犯罪被害者の理解と支援のために」公益社団法人ひょうご被害者支援センター 副理事長 岩井 圭司 氏 	B	犯罪被害者の概念が浸透していない。継続して犯罪被害者等の現状理解を深めるために啓発活動が必要である。	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行う。	建設総務課 人権推進課
		76	犯罪被害者等の支援	H28.4.1に制定の犯罪被害者支援条例に基づき、犯罪被害者等に対して、関係機関と連携して適切な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく支援内容についてのチラシを作成し、警察へ配布した。 ・ 警察主催の被害者支援連絡協議会への出席(1回) ・ 庁内関係課との連絡会議(3回) ・ 福祉センター総合相談連絡会において条例の説明を行った。(1回) 	B	H28.4.1に条例を制定し、支援体制を整えた。継続して関係機関との連携が必要である。	犯罪被害者等に対して、関係機関と連携して適切な支援を行う。	建設総務課
3-9 刑を終えて出所した人の人権	①「社会を明るくする運動」や犯罪予防活動を通して、保護司の役割や周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるとともに、社会全体で支援していけるような地域社会の実現に向けて、啓発活動を充実していきます。	77	「社会を明るくする運動」などを通じた啓発活動	「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をスローガンに犯罪や非行のない地域社会を築き、また、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える取り組みについての理解を促進する。	「社会を明るくする運動」の関連事業として以下の事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進委員会 ・ 街頭一斉行動(JR芦屋駅周辺において周知活動) ・ 市民の集い(ルナ・ホールにおいて、兵庫県警察音楽隊による演奏・啓発活動及び講演) ・ 社明学習会、公開ケース研究会(グループ討議)の実施 	B	各種イベントにおいて、保護司会が主となっていることもあり、他団体の参加者が少ない状況であったが、関係団体に対し参加依頼を継続して行ってきたことで徐々に参加団体が増加している。	各団体と連携を図り、確実に各種事業を実施していくことで、当該事業を広く周知し、地域の理解につなげていく。	社会福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
3-10 情報化に伴う人権侵害	①インターネットの適切な利用について、子どもを含めた教育・啓発活動を推進します。情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについても理解を深めていく教育・啓発活動を進めていきます。	78	情報モラル教育の実施	・教職員の情報モラル向上に関する研修の充実	・情報モラルに係る研修講座を3講座実施し、延べ69名が受講した。 ・芦屋市スマホサミットを3回実施し、小中学生がケータイ・スマホに係る問題点を自分たちで考え、教職員や保護者と共有する場を設定した。また、スマホサミットで策定した芦屋市スマホ3カ条を学校・保護者へと周知した。	B	・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を拡充していく必要がある。	・芦屋の人権教育で培った、これまでの取り組みの積み上げを生かし、若手教職員の育成につなげていく。また、若手育成の過程において、ベテラン教諭から知識や技術を伝える機会を設定することで、芦屋の取り組みを今後もますます発展・深化させていきたい。	打出教育文化センター 人権推進課
		79	啓発活動、研修会、講演会等の実施	インターネットやスマートフォンの急速な進展に対して、保護者、青少年関係者の情報リテラシーや情報モラルが向上するように講演会や研修会等を実施する。	講演会「スマホより親子の会話を大切に」の実施 参加者 86人	B	インターネット、スマートフォンの急速な普及によるいじめ等の問題に対応するため、継続して啓発活動を行っていく必要がある。	インターネット、スマートフォンに関する啓発活動を行う。	青少年愛護センター
		80	人権の視点から適切な情報発信を行う	人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	広報紙やホームページ等の作成にあたって、人権の観点から使用することが好ましくない用語を使用しないよう努めた。	B	法改正等により使用できない用語、使用することが好ましくない用語等の検証を随時行っていく必要がある。	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	広報国際交流課
3-11 性的少数者の人権	①性的少数者の人たちは、社会の無理解に苦しんでいることから、「性的指向」や「性自認」について、また、多様な性があることについて正しい理解が進むように啓発します。 性的少数者の人たちが、とくに教育や就労の場などで差別やいじめに結びつくことがないよう、広く啓発活動を進めます。	81	性的少数者に対する正しい理解の啓発	性的少数者に対する正しい理解の啓発を行う。	性的少数者の掲載 ・ひょうご人権ジャーナルきすな7月号「存在と問題の見えやすさはバロメーター トランスジェンダーが当たり前になる社会」 ・ひょうご人権ジャーナルきすな2月号「オリンピック・パラリンピックと人権」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。	B	性的少数者に対する正しい理解が進むよう啓発の機会を増やしていく必要がある。	広報における特集や主要記事の掲載	人権推進課
	②性別違和を持つ人たちに配慮するため、公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、削除するよう進めます。	82	申請書等の不要な性別記載欄の削除	昨年度に引き続き、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。	性別記載欄の削除が可能な申請書等において、性別記載欄の削除を行った。	B	未対応のものについて、進捗管理を行っていく必要がある。	・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。	人権推進課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
3-12 その他 の人権 問題	①アイヌの人々の民族としての歴史・文化・伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関等と連携し、教育・啓発活動を進めます。	83	アイヌの方々の歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発	アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	(公財)人権啓発センターが実施するアイヌの方々の相談事業についてポスターやチラシによる周知を行った。	B	ポスターやチラシでの啓発にとどまっている。民族としての伝統や現状の認識、理解の具体的啓発を考える必要がある。	アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	人権推進課
	②北朝鮮当局による拉致問題は、喫緊の国民的課題であり、この問題についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めていく啓発活動を推進します。	84	北朝鮮当局による拉致問題についての関心と認識を深める啓発	北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における啓発を行う。	啓発週間ポスターの掲示 広報紙による啓発	B	効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における啓発を行う。	人権推進課
	③ヘイトスピーチ、ワーキング・プア*、ブラック企業*など新たな課題に対して、実態を把握するとともに、人権の視点から対応の検討を進めます。	85	新たな課題に対する市民の理解の促進	新たな課題に対して、市民への啓発を行う。	・本邦外出者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年6月3日施行）の周知。（広報8月1日号） ・啓発ポスターの掲示。	B	新たな人権課題に対する取組を積極的に周知し、啓発を行っていく必要がある。	ヘイトスピーチを中心にポスターの掲示などを通じ、周知・啓発を行う。	人権推進課

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○地域・事業所・その他の場や機会の人権教育・人権啓発の方向性に沿った進行管理									
地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
4-3 地域	①社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。	1	関係団体との連携による事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県人権教育研究大会中央大会を開催する。(10月1日~2日) 芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県人権教育研究大会中央大会を市民センター及び精道小学校にて2日間開催し、2日間で延べ1,850人が参加した。 芦屋市人権教育推進協議会の理事会や委員会等にオブザーバーとして出席し、求めに応じてアドバイスを行った。また、定期総会、全体研修会、研究大会の準備・支援を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県人権教育研究大会中央大会においては、開催地区として特別報告や記念講演を行い、芦屋市の人権教育に関する取り組みを県下に伝えることができた。 芦屋市人権教育推進協議会の円滑な運営のための支援を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。 	生涯学習課
		2		<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市人権教育推進協議会と連携し人権週間記念講演会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間記念事業「日々の生活と人権を考える集い2016」を開催 第1部 映画「みんなの学校」上映 第2部 木村泰子さん講演会「みんながつくる みんなの学校」 参加者 495人 	B	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果、講演会に参加して人権問題に対して関心が深まったと回答した人の割合は、約97%であった。 参加者の世代、年齢層の拡大を図る必要がある。 芦屋市人権教育推進協議会と共催することにより多数の教育関係者の参加者を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市人権教育推進協議会と連携し人権週間記念講演会を実施する。 	人権推進課
		3	人権週間啓発事業	法務局、人権擁護委員と連携して人権週間啓発事業を実施	市長を1日人権擁護委員として委嘱し、JR芦屋駅周辺にて人権週間(12月4日~10日)街頭啓発を実施した。(12月6日)人権啓発リーフレットやマスクを配布。	B	<ul style="list-style-type: none"> 市民の人権意識の向上を図る機会となった。 より多くの市民に啓発を行うため、実施時期や場所の検討を行う必要がある。 	法務局、人権擁護委員と連携して人権週間啓発事業を実施	人権推進課 生涯学習課
		4	人権教室	人権擁護委員による児童対象の人権教室を実施	平成29年1月18日(水) 精道小学校3年生 102人	B	いじめの当事者となること、それを傍観していることの問題点を問いかけることによって、児童の人権意識の向上を図ることができた。	人権擁護委員による児童対象の人権教室を実施	人権推進課
		5	社会福祉施設、特設人権相談	人権擁護委員による特設人権相談所を西宮市と交互に実施	社会福祉施設における特設人権相談所開設平成28年10月31日(月) ザ・レジデンス芦屋 参加者 17人	B	施設の職員、入居者等が相談しやすい身近な相談所の開設と同時に成年後見の説明をし、人権について学習を行う機会をつくることで、人権意識の向上につながった。	人権擁護委員と連携して、H30年度の実施に向けて準備する。	人権推進課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
	②出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の教育力を高めます。	6	生涯学習出前講座の案内、募集、実施	生涯学習の一環として、人権教育を充実させていくために、幅広い層の人たちに関わってもらえるよう、分かりやすさを第一義に事業手法等を工夫する。	あしや学びあいセミナー（社会教育関係団体による市民版出前講座）の平成29年度からの実施に向けて準備を行った。また、社会教育関係団体公募提案型補助金制度の検討を行い、平成29年度より実施できるように準備を行った。	B	新たな取組に向け、研修会を実施するなど十分に準備をすることができた。平成29年度の実施に向けて引き続き検討を行っていく。	平成28年度の準備を踏まえ、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を、平成29年度に円滑に実施すること。	関係課
	③地域での行事・イベントなどの場と機会を活用した啓発活動を推進します。	7	地域の行事、イベントなどの場を活用した啓発活動	様々な行事、イベントの場で啓発活動を行う。	上宮川文化センター夏祭りや福祉フェアにおいて啓発グッズを配布した。	B	人権擁護委員と連携して、啓発を行う機会を増やしていく必要がある。	様々な行事、イベントの場で啓発活動を行う。	関係課（人権推進課）
	④地域で人権教育・人権啓発を推進する指導者の養成に取り組みます。	8	人権啓発リーダーの養成講座の実施	人権感覚の向上	テーマ 「子どもの貧困を考える～見えにくい貧困社会の現実～」 ◇内容：①子どもの貧困と日本社会～子育て支援は日本を救う～ 講師：柴田悠氏（京都大学大学院人現・環境学研究科准教授） 期日等：平成29年2月15日上宮川文化センター 参加者：39人 ◇内容：②子どもと女性の生活困難をどう乗り越えるか 講師：神原文子氏（神戸学院大学現代社会学部 教授） 期日等：平成28年2月22日上宮川文化センター ◇内容：③子どもの食「食」をどう支えるか～子ども食堂奮闘記～ 講師：川辺康子氏（にしなり隣保館職員） 期日等：平成29年3月1日上宮川文化センター	B	・3回の講座で受講者が人権意識を持ち、それぞれの地域で人権の啓発活動に携われる内容としたため、リーダー的人権意識をもってもらった。 ・新たな人権課題をテーマとした講座を追加する等工夫して実施する必要がある。	新たな人権課題をテーマとして実施する。	上宮川文化センター

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
4-4 事業所	①経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。	9	事業所人権研修の実施	新たな人権課題をテーマとして実施する。	芦屋市企業人権啓発セミナー2017の開催 「この発言、ギリギリ?!」～ハラスメントにならない有効なパラフレーズ(言い換え)を考える～ 講師 嶺山 洋子氏(特定社会保険労務士、産業カウンセラー)	B	来場者アンケートによると受講者にとっては有意義であったと思われる。	商工会と協力し、会員事業者をはじめとする勤労者を対象とした人権教育講座を開催する。	経済課 人権推進課
		10	福祉施設における特設人権相談所開設(再掲)	人権擁護委員による特設人権相談所を西宮市と交互に実施	社会福祉施設における特設人権相談所開設平成28年10月31日(月) ザ・レジデンス芦屋 参加者 17人	B	施設の職員、入居者等が利用、相談しやすい身近な相談所の開設と同時に成年後見の説明をし、人権について学習を行う機会をつくることで、人権意識の向上につながった。	人権擁護委員と連携して、H30年度の実施に向けて準備する。	人権推進課
4-5 その他の場や機会	①阪神地域など広域的な観点に立った教育・啓発活動を図ります。またこの一環として、情報の共有や広報媒体・教材の共同開発、啓発セミナーの共同実施などに取り組みます。	11	広域的な人権教育・啓発等の実施	・人権教育・啓発を行う際に、阪神地域における関係機関と連携する。	・「日々の生活と人権を考える集い2016」では、阪神地区人権・同和教育研究協議会に研修の開催を案内し、阪神地域を中心に市外から多くの方が参加した。 参加者 164人 ・兵庫県人権教育研究大会中央大会を市民センター及び精道小学校にて2日間開催し、2日間で延べ1,850人が参加した。(再掲)	B	・市外からの参加者も多く、広域的な教育・啓発を行うことができた。	・人権教育・啓発を行う際に、阪神地域における関係機関と連携する。	人権推進課 人事課
		12		H28年度についても適切に本事業を継続実施する。	上宮川文化センター人権講演会 期日：平成29年1月26日 内容①上映会 題名：「みんなの学校」 ②講演会 演題：「みんながつくるみんなの学校」 講師：木村泰子氏(大阪市立大空小学校元校長) 山本康人氏(大阪市立大空小学校元管理作業員) 参加者 123人	B	全国隣保館連絡協議会近畿ブロック、兵庫県隣保館連絡協議会と共催したことにより、広域的な教育・啓発を行うことができた。	H29年度についても適切に本事業を継続実施する。	関係課(上宮川文化センター)

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
	・公職にある人、地元出身で知名度の高い人など人権の実現に影響を与える人びとへの教育・啓発への協力依頼などを図り、効果を高めます。	13	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発の実施	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報特集記事による啓発 5月1日号 「障害者差別解消法って知っていますか？」 芦屋学園短期大学幼児教育学科准教授 木下 隆志 氏 8月1日号 「自分の殻を破るチャンスに！」 兵庫県立大学環境人間学部准教授 乾 美紀 氏 12月1日号 「犯罪被害者の理解と支援のために」 公益社団法人ひょうご被害者支援センター副理事長 岩井 圭司 氏 ・公的機関の長による啓発 市長を1日人権擁護委員として委嘱し、JR芦屋駅周辺にて人権週間（12月4日～10日）街頭啓発を実施した。（12月6日）（再掲） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別の解消、外国人や犯罪被害者に対する理解の促進につながった。 ・市民の人権意識の向上を図る機会となった。 	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発を実施する。	人権推進課
	②市の広報紙を中心に、ホームページ、広報チャンネル、まちナビ、広報掲示板をさらに活用した啓発活動を推進するとともに、特徴あるイベントで各種のマスメディアを効果的に活用します。	14	広報媒体、マスメディアを活用した啓発	人権に関するイベントにおいて、様々な広報媒体を活用するとともに、マスメディアを効果的に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関するイベントを実施する際に、広報紙、ホームページ、まちナビ、ケーブルテレビ、広報掲示板等で告知した。また、大規模のイベントにおいては、各種のマスメディアに積極的に情報提供を行った。 	B	人権に関するイベントにおいて、市内だけでなく、市外からも多くの参加者を得られた。	人権に関するイベントにおいて、様々な広報媒体を活用するとともに、マスメディアを効果的に活用する。	広報国際交流課 関係課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
○市職員等への教育・啓発									
5-1 職員の意識向上	①職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。	15	人権に関わる研修	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成実施計画（平成27～29年度）に基づき、人権意識を高める研修を実施する。 ・各種、行政課題に沿った研修の実施について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①人権教育推進協議会講演会「同和教育に求めたいこと」参加者 2人 ②人権週間記念講演会 映画「みんなの学校」講演「みんながつくる みんなの学校」参加者 29人 ③芦屋市人権教育推進協議会 夏期研修会「子どもの「貧困」とは？」参加者 21人 ④職員人権研修（前期）「高齢者と人権」～認知症の人の人権を守るために～ 参加者 118人 ⑤芦屋市立上宮川文化センター開館30周年記念講演会「今、求められるソーシャルインクルージョン」参加者 38人 ⑥職員人権研修（後期）「障がいに対する理解促進や適切な対応・支援につなげる」参加者 67人 人権啓発映画会（第59回ふれ愛シネサロン）参加者 3人 ⑦人権リーダー養成講座参加者 20人 ⑧男女共同参画研修「DVをわかりやすく学ぶ。実は身近にあること」参加者 90人 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・各種、行政課題に沿った人権研修を実施することができた。 ・テーマ、実施時期によって参加者数に差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成実施計画（平成27～29年度）に基づき、人権意識を高める研修を実施する。 ・各種、行政課題に沿った研修の実施について検討する。 	人権推進課 人事課 男女共同参画推進課
		16	講演会、研修会への参加促進	人権に関する講演会や研修への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・本市で主催する研修については、職員用の庁内LANの掲示板に研修案内を掲載し、研修を周知するとともに、庁議、課長級へのメール配信によって、職員の研修参加を呼び掛けた。 ・芦屋市人権教育推進協議会が主催する「人権教育推進協議会講演会」や、「夏期研修会」に職員を派遣した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修参加を促進することができた。 	重点的に取り組む人権課題に対する研修を行う。	人事課 人権推進課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
	②管理職は人権感覚を習得するとともに所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、すべての部署において施策・事業ごとに人権課題の整理を行い、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。各職場での人権意識を高めるため、そのリーダーとなる人権啓発・研修担当員の設置について検討します。	17	職場人権研修の実施	所属長が研修の統括者として各課に人権リーダーを設置し、責任を持って職場人権研修を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・主な人権課題からテーマを選定し、職場単位で研修を実施（平成28年9月～平成29年3月） ・職場単位で人権リーダーを設置し、様々な人権課題をテーマにし、意見交換等を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・職場単位で実施し、意見を出し合うことによって職場全体で人権について考える機会となり、意識の向上につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して各職場に人権リーダーを設置し、職場人権研修を行う。 ・様々なテーマで研修をしてもらうため、職員人権研修や講演会等の参加を促進させる。 	人権推進課 人事課
	③セクシュアル・ハラスメント*、パワー・ハラスメント*の問題をはじめ、さまざまな職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる庁内体制を充実します。また、各部署におけるコミュニケーションを高めるとともに、明るく働きやすい職場環境をつくります。	18	学校内のセクシュアル・ハラスメント防止のための研修	ハラスメントのない職場環境づくりに努めるとともに、引き続きハラスメントを受けた教職員が気軽に相談できる体制づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置するとともに、職場内での啓発に取り組み、相談しやすい職場環境づくりに努めた。 ・相談窓口を設置し、芦屋市「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」を周知、さらにはリーフレットを全校配布した。（市内小中学校11校） 	B	被害にあった等という相談もなく、教育公務員としても意識が高いと判断できる。県や市の通知を有効に活用し、教職員の意識の向上を図った。常に意識が高い状態が続くよう啓発すること。	引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努めるとともに、教職員が気軽に相談できる体制づくりに努める。	教職員課
		19	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	リーフレットを毎年作成し、配布することにより引き続き相談窓口の周知に努めるとともにハラスメント研修を拡充して行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知した。 ・各人事担当・セクシュアルハラスメント相談員を対象に「ハラスメント相談員研修」を実施した。（年2回） ・管理監督職を対象に「管理監督職のためのハラスメント対策研修会」を実施した。（年2回） ・「ハラスメント指針」を作成するとともに、「マタニティ・ハラスメント」を新たに研修内容及びリーフレットに追加し、理解向上に努めた。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアルハラスメント相談員及び管理監督職について、ハラスメント相談の知識、スキルを向上させることができた。 ・具体的な事案に対して的確に対応できるように研修内容の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知を図る。 ・事案に的確に対応できるスキルを習得できるよう、管理監督職、セクシュアルハラスメント相談員を対象に「ハラスメント対策研修」を実施する。 	人事課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	H28事業実施目標	H28事業実施実績	所管課評価	H28実施効果・課題	H29事業実施目標	所管課
5-2 特定職業従事者の意識向上	①教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。	20	計画的な人権研修	人権教育担当者会の開催のほか、研修会の実施や関係機関との連携を通して、人権意識の向上を図る。 ・各学校の人権教育全体計画及び年間指導計画を整備し計画に沿った実践を深める。 ・人権教育に関する教職員の資質の向上を目指した研修会を実施する。	・人権教育担当者会を実施した。 ・学校園の実態を踏まえ、子どもの発達段階に応じた人権教育を計画的に実施した。 ・人権研修会を計画的に開催し、教職員の人権意識の向上を図った。 ・芦屋市人権教育推進協議会やPTA協議会の人権活動との連携を図った。 ・児童生徒の人権意識の高揚と、実践的な態度の育成を目指して、各学校が独自の課題を設定し、研修を実施した。また、引き続き全小中学校で人権作文に取組み、人権作文集「ふれあい」を発行した。	B	・インターネットを介した人権侵害の問題への対応として、各学校が外部講師を招いての研修を実施するケースが増えてきた。今後は、性的マイノリティの問題など、インターネット以外の今日的な人権課題に対する理解を深める研修にも取り組む必要がある。	各学校の人権教育全体計画及び年間指導計画を整備し計画に沿った実践を深める。 ・人権教育に関する教職員の資質の向上を目指した研修会を実施する。	学校教育課
		21	課題別研修	・教職員のキャリアステージに応じた人権研修の充実 ・教職員の情報モラル向上に関する研修の充実(再掲)	・人権教育に係る内容を含む研修講座を22講座実施し、延べ835人が受講した。 ・情報モラルに係る研修講座を3講座実施し、延べ69名が受講した。(再掲) ・芦屋市スマホサミットを3回開催し、参加した小中学生がケータイ・スマホに係るルール作りについて話し合い、自分たちでスマホに関するルールを決め、教職員や保護者と共有した。 また、スマホサミットで策定した芦屋市スマホ3カ条を学校・保護者へと周知した。(再掲)	B	・教育活動に係る多くの研修の中に、人権に係る要素を取り入れることで、多くの教職員に対して研修・啓発を行うことができた。 ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を拡充していく必要がある。(再掲)	・芦屋の人権教育で培った、これまでの取り組みの積み上げを生かし、若手教職員の育成につなげていく。また、若手育成の過程において、ベテラン教諭から知識や技術を伝える機会を設定することで、芦屋の取り組みを今後もますます発展・深化させていきたい。(再掲)	打出教育文化センター
②福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相談者それぞれが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します	②福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相談者それぞれが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します	22	プライバシー保護の徹底、相談業務に関する研修の実施	(実施目的) 個人情報等保護の徹底	保健福祉センター内に従事している福祉関係者・保健関係者(事業所職員を含む)等に対して、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策(記録媒体の管理、番号法規定事務、攻撃メールの見分け方、メールのCc/Bccの使い分け…など)を毎週開催している館内連絡会を通じて随時注意喚起してきた。	B	個人情報の保護やプライバシーへの配慮は保健福祉センター従事者として当然理解しているはずであるが、業務の中でうっかり見過ごしてしまうことのないよう、メールの送り方等の注意喚起を随時行い、意識を向上させるよう努めている。	個人情報の保護に対する注意喚起を継続して実施する。	関係課(福祉センター)
		23		職員の研修機会の充実。	業務に関する研修に積極的に参加した。 ・部内研修 ・課内研修 ・人権研修会 ・権利擁護研修 ・生活困窮者研修 等	B	各自が受講することによって日々の業務に人権意識を反映させることができた。	継続して実施。	関係課(生活援護課)
③私立学校、各種学校等や民間の医療施設、福祉施設等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実を促します。	③私立学校、各種学校等や民間の医療施設、福祉施設等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実を促します。	24	関係機関への研修の実施	生活援護世帯の訪問活動。	病院入院患者、福祉施設入所者への訪問を通して、被保護者の処遇の確認を行い、施設関係者に対して助言を行った。(約20世帯)	B	入院・入所者が適切な処遇を受けているか、本人の人権が守られているかを面談を通して確認し、助言を行ったことで、施設関係者への人権意識の向上につながった。	継続して実施。	関係課(生活援護課)